

特定保健指導の実施内容について

特定保健指導とは

特定健診の結果から、生活習慣病発症のリスクのある方を対象に行う健康サポートです。
リスクの高さに応じてレベル別「動機付け支援」「積極的支援」に選定を行い、保健師または
管理栄養士等が寄り添って、自己管理ができるよう健康づくりを行います。

契約機関と内容

委託契約機関名		方法	動機付け支援	積極的支援
1	(公財)福井県予防医学協会	対面	初回面談20分(直接面談) 通信を利用した支援 3カ月経過後、成果を確認	初回面談20分(直接面談) 通信を利用した支援 面談30分(直接面談) 3カ月経過後、成果を確認
2	(公財)福井県労働衛生センター			
3	メドケア株式会社	オンライン	初回面談30分(ウェブ面談) アプリチャットで支援 3カ月経過後、成果を確認	

- ※ 対面の契約機関は2種あります。職場面談の場合、どちらで受けていただくかは健保組合が決定します。
※ 人間ドック時に早期の初回面談を希望した方は、その契約機関で保健指導を開始しています。

指導方法について

【対 面】

- 保健師がお勤め先に出向く、もしくは保健指導機関での面談。
- 休憩時間中などに職場で面談可。
- 職場で面談の場合は、お勤め先・対象者で両者相談の上、面談場所を準備してください。

【オンライン】

- スマートフォンでアプリを導入しての面談、またはカメラ付パソコンでの面談。
- 専門相談員(保健師・管理栄養士など)が担当。
- 平日の夜・土日・祝日の実施も可。ご自身の予定に合わせてアプリ上で予約可。
- 詳しくは、メドケア株式会社のパンフレットなどをご覧ください。

特定保健指導を受けていただくまでの流れ

- ① 健保組合から案内が届いたら、対象者の方に通知を渡し、指導を受けるよう勧める。
- ② 対象者の方は参加有無を事業所担当者に伝え、別紙2を記入し、事業所へ提出。
- ③ 事業所は、参加有無を確認し、別紙1と別紙2(参加希望のみ)を健保組合に連絡する。
- ④ 健保組合は、保健師に連絡し、参加希望の名簿を渡す。
- ⑤ 保健師が参加希望の方と直接連絡し、日程調整を行い面談日を決める。
オンラインの場合は、携帯のアプリ登録を行い、希望の面談日、時間を登録する。後日連絡がくる。